

阿久比町立小中学校 災害時学校利用計画

阿久比町
阿久比町教育委員会

阿久比町では、被災した住民の安全確保と生活再建を始めるまでの一時的居住施設として町立の小中学校を指定避難所として開設・提供します。

避難してきた住民等の誘導、避難所の運営が円滑に進められるよう、あらかじめ学校施設の利用方法を次のとおり定めます。

避難所には、様々な住民が避難してくるため、災害の状況のほか、避難者の状況に応じて柔軟に対応できる体制について、阿久比町避難所運営マニュアル等に基づき整えます。

1 避難所等の種別

(1)一時避難場所

広域避難場所や避難所へ移動する前に、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保します。

(2)福祉避難所

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めます。避難所においても身体的障がいの状況により、学校に避難する場合も想定されるため、各避難所で配慮した配置に努めます。

2 避難所運営の基本方針

(1)避難所では、地域の人々の安全を確保し、生活を再建するための支援を提供します。

- ・避難所では、災害から命を守るために安全に避難できる場所を提供します。
- ・避難所では、災害で住家に被害を受けた人や、電気、水、ガスなどライフラインの機能が低下して住家での生活が困難になった人(避難所以外の場所に滞在する人も含む)が生活できるよう、必要な支援を行います。
- ・避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。

☞生活場所の提供

☞水・食料、物資の提供

☞ 衛生的環境の提供

☞ 生活・再建情報の提供

・安否確認のための個人情報、事前に公開の可否を確認し公開してもよいとした人の分のみ公開します。

(2) 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後はすみやかに閉鎖します。

・避難所は、地域のライフラインの復旧状況に合わせて統廃合などを行い、避難所となる施設の本来業務の早期再開に努めます。

・避難所閉鎖後、住家をなくした人は、応急仮設住宅などの長期受け入れ施設へ移動します。

(3) 避難所の運営は、避難所を利用する人(避難所以外の場所に滞在する人を含む)の自主運営を原則とします。

・避難所を利用するすべての人を尊重し、何事も対価による要求をしません。

・避難所の運営を、避難所を利用する人(避難所以外の場所に滞在する人を含む)が自主的に行うことができるよう、地域(町内会、自治会など)の役員や自主防災組織の長など避難所を利用する人の代表者や行政担当者、施設管理者などで構成する委員会を設置し、運営に関わる事項を協議、決定します。

・避難所では、人々の負担をできるだけ軽減し、少しでも過ごしやすくするために、避難所でのルール(避難所運営マニュアル様式集 p4)を遵守します。

・避難所の運営が特定の人々の過重な負担とならないよう、年齢、性別、国籍などに関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人々が避難所の運営に参画できるように、交替や当番などにより対応することとします。

(4) 避難所の運営は、男女共同参画の視点や、特に配慮を必要とする人への支援に配慮して取り組みます。

・男女のニーズの違いや性差に配慮した避難所運営を行えるよう、運営組織の構成員には男女共に参加します。

・避難所においても、できるだけプライバシーが確保できるよう努めます。生活支援は公平に行うことを原則とします。ただし、高齢者、障害のある人、病気やアレルギー疾患のある人、妊産婦、乳幼児、女性、子ども、外国人など、特別な配慮を必要とする人には、必要に応じて優先順位をつけ、個別に対応します。

- ・性暴力を防ぐため、避難所の安全対策を講ずるとともに、性暴力・DV防止に関する掲示をするなど、性暴力を許さない意識を避難所全体で共有します。

- ・誰もが相談のしやすい環境となるように努めます。

(5)避難所は、地域や町災害対策本部と連携し、避難所以外の場所に滞在する被災者へも支援を提供する拠点として機能することをめざします。

- ・避難所は、地域の被災者に対する支援拠点として、自治会など地域と連携し、避難所で生活している人だけではなく、避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても水・食料、物資や情報などの必要な支援を提供します。

- ・必要な支援を受けるために、避難所以外の場所に滞在する被災者も避難所に支援を申し出、情報を登録します。

- ・避難所以外の場所に滞在する被災者に対して、地区の公民館や集会所を、物資の配給や情報提供など支援拠点(以下「在宅避難者等支援施設」という。)として設置します。

(6)避難所の後方支援は、町の災害対策本部が主に行います。

- ・避難所は、被災者に提供する水・食料、物資などの供給を受けるため、町の災害対策本部と定期的に連絡をとります。

- ・避難所では、町の災害対策本部を通じて派遣された保健師や外部の専門支援団体と連携しながら、被災者の心身の健康の確保を支援します。

- ・避難所は、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活支援などを行う地域の支援拠点施設として機能するよう、町災害対策本部と連携します。

3 避難所に設けるスペース

(1)受付

屋外テント等に受付(避難者名簿記載場所)を設置します。

(2)物資等の保管場所

物資は避難所運営委員会と協議の上で在宅避難者も含め、必要な物資を受け取りできる場所に保管します。

(3)一般避難者の避難場所

体育館を優先的に居住スペースとし、床面にシート・色テープ・掲示板などで示し、居住スペースを指定します。

居住スペースは、荷物の増量などを勘案し、公平に対処します。

緊急対応期の段階での就寝可能な占有面積は2㎡／人とします。

(4)要配慮者優先避難所

要配慮者(妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者等)は、体育館内の専用スペースまたは別に指定する場所を優先して使用し、避難者数に応じて柔軟に対応する。

(5)ペット飼育場所

ペットは、別室避難とします。

(6)トイレ

発災直後のトイレの利用の可否が判明するまでは、施設のトイレは使用禁止とし、簡易トイレや仮設トイレを設置します。

生活水としてプールの水の利用を検討します。

(7)校舎(教室等)の利用、一般開放

校舎(教室等)の利用については、原則、発災直後直ちに一般開放はしないものとする。ただし、災害規模と学校の状況(授業、セキュリティ等)を学校関係者、避難所運営委員会等と協議し、町災害対策本部が判断するものとする。